別紙6 サービス対価の支払方法

- 1. 運営権事業におけるサービス対価(対価 A)
- (1) 経営の対価 (対価 A-1)
- (1)-2 経営の対価 (計画関連業務等) (対価 A-1-1)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
計画関連業務費相	年度末	なし	・基本的には事業者の提案額とするが、国庫補助が
当額	一括		得られなかった場合には、官民間で協議を行う。
			・国庫補助が事業者の計画通りには得られなかった
			場合には、事業者は提案された業務内容を変更
			(中止を含む) することができ、市は事業者に対
			して対価の支払いを減額又は中止することがで
			きる。
			・この場合、事業者は提案どおりの業務の履行を免
			じられる。
終末処理場ストッ	年度末	なし	・上記に同じ
クマネジメント計	一括		
画関連業務費相当			
額			
雨水ポンプ場スト	年度末	なし	・上記に同じ
ックマネジメント	一括		
計画関連業務費相			
当額			
汚水管渠ストック	年度末	なし	・上記に同じ
マネジメント計画	一括		
関連業務費相当額			
雨水管渠ストック	年度末	なし	・上記に同じ
マネジメント計画	一括		
関連業務費相当額			
会計関連業務費相	年度末	なし	_
当額	一括		

イ 支払方法

(ア) 支払スケジュール

市は、計画関連業務費相当額等については、運営期間にわたって、原則として年度末一括で、事業者に対して支払う。

事業者は、年度末において、本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市は事業者からの請求書に基づき、年度末に一括して支払う。

ただし、モニタリング及び対価の減額等(「別紙 モニタリング基本計画(案)」)の規定に従い、本対 価が減額される場合、これを減じたものとする。

(ウ) 対価の改定

市は、国庫補助金の交付額が計画と異なった場合は、本対価について見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

(1)-2 経営の対価(事務支援業務等)(対価 A-1-2)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
事務支援業務費相	毎月毎	あり	-
当額		(人件費指標)	

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、事務支援業務費相当額については、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、事務支援業務費相当額については、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。また、事業者は、その他業務の相当額については、年度末において、本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事務支援業務費相当額については、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

事務支援業務以外のその他業務の相当額については、市は事業者からの請求書に基づき、年度末に一括して支払う。

ただし、モニタリング及び対価の減額等(「別紙 モニタリング基本計画(案)」)の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

本対価のうち、事務支援業務費相当額については、物価変動等があった場合は、見直しを行う。また、 事務支援業務以外のその他業務の相当額については、国庫補助金の交付額が計画と異なった場合は、見 直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

(2) 汚水管渠運営の対価 (対価 A-2)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・基本的には事業者の提案額とするが、汚水管渠に
費相当額		(人件費指標)	係る条件が大きく異なることになった場合(例.
			延伸時)には、官民間で協議を行う。
			・提案額が実態と整合していない場合には、両者の
			合意により、提案額を変更することができる。

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、本施設が運営権対象施設となって以降、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して支払う。

事業者は、施設が運営権対象施設となって以降、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、モニタリング及び対価の減額等(「別紙 モニタリング基本計画(案)」)の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

(3) 終末処理場運営の対価(対価 A-3)(平成 36 年度以降)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・基本的には事業者の提案額とするが、包括委託期
費相当額		(人件費指標)	間の実績や、事業者の提案内容を踏まえて、H34
(人件費相当額)			年度に協議を行う。
			・提案額が実態と整合していない場合には、両者の
			合意により、提案額を変更することができる。
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・基本的には事業者の提案額とするが、包括委託期
費相当額		(物件費指標)	間の実績や、事業者の提案内容を踏まえて、H34
(物件費相当額)			年度に協議を行う。提案額が実態と整合していな
			い場合には、両者の合意により、提案額を変更す
			ることができる。
			・なお、電力契約は市が行うものとし、子メーター
			を設置した上で、事業者は使用した電力料金の相
			当額を市に対して支払う。

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、本施設が運営権対象施設となって以降、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、施設が運営権対象施設となって以降、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、モニタリング及び対価の減額等(「別紙 モニタリング基本計画(案)」)の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

本対価については、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

(4) その他

運営権事業における各サービス対価の算定にあたっては、これらの業務の実施にあたって事業者において必要となる費用から、事業者が得る見込みの利用料金収入を控除した額を計上すること。

事業者公募における提案や、実施契約締結後における料金請求にあたっては、それが明確になるよう に算定すること。

また、本対価の改定に影響を与える補助制度の改正等があった場合には、市と事業者の間で協議し、合意した内容で変更することができる。

■運営権事業におけるサービス対価

	費用				
経営に要する費用	 ・計画関連業務費 ・終末処理場ストックマネジメント計画関連業務費 ・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務費 ・汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務費 ・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務費 ・雨水ポンプ場改築実施設計関連業務費相当額 ・会計関連業務費 ・事務支援業務費 		経営の対価 (サービス対価A-1)		
	・事業者の負担分		·利用料金収入		
汚水管渠運営に要する	・汚水管渠運営に要する費用		汚水管渠運営の対価 (サービス対価A-2)		
<u>д</u> лі			·利用料金収入		
終末処理場運営に要する費用	・維持管理運営業務費に要する費用		終末処理場運営の対価 (サービス対価A-3)		
• жи			·利用料金収入		

サービス対価(A-1~3) = 運営権事業に要する費用 - 利用料金収入

2. 業務委託におけるサービス対価 (対価 B)

(1) 終末処理場 (対価 B-1)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・事業者は、市が指定する積算内訳表(人件費、直
委託費		(高知県土木部	接経費、諸経費等)で費用を算出する。
		公表単価)	・人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表
			する単価を採用する。
			・毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額
			を改定する。

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

(2) 漁業集落排水処理施設 (対価 B-2)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・事業者は、市が指定する積算内訳表(人件費、直
委託費		(高知県土木部	接経費、諸経費等)で費用を算出する。
		公表単価)	・人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表
			する単価を採用する。
			・毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額
			を改定する。

イ 支払方法

(ア) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

(3) クリーンセンター等 (対価 B-3)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務	毎月毎	あり	・事業者は、市が指定する積算内訳表(人件費、直
委託費		(高知県土木部	接経費、諸経費等)で費用を算出する。
		公表単価)	・人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表
			する単価を採用する。
			・毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額
			を改定する。

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

(4) 雨水ポンプ場 (対価 B-4)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理業務委託	毎月毎	あり	・事業者は、市が指定する積算内訳表(人件費、直
費		(高知県土木部	接経費、諸経費等)で費用を算出する。
		公表単価)	・人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表
			する単価を採用する。
			・毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額
			を改定する。

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

(5) 下水道管渠(雨水)(対価 B-5)

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理業務委託	毎月毎	あり	・事業者は、市が指定する積算内訳表(人件費、直
費		(高知県土木部	接経費、諸経費等)で費用を算出する。
		公表単価)	・人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表
			する単価を採用する。
			・毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額
			を改定する。

イ 支払方法

(ア) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日(市が適正な請求書を受理した日)から30日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1回あたりの支払額

市が1回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額(応募者が提案した事業年度ごとの支 払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額)を当該事業年度における対象月数 で按分した額とする(1円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する)。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

■本事業の費用負担の関係

